

資料提供
滋賀労働局発表
平成27年11月13日

担 当	滋賀労働局労働基準部
	健康安全課長 小林 弦太
	安全専門官 市田 義彦
	健康安全係 松岡 宏一
	電話：077-522-6650



## 労働局長が製造現場へ安全パトロール

～ 11月15日は「滋賀県産業安全の日」 ～

滋賀労働局（局長 辻 知之）では、製造業で新規就業者の労働災害が増加している中、「滋賀県産業安全の日」（11月15日）にあわせて、県内の安全意識の高揚を図るため、県内を代表する製造業事業場での安全パトロールを行います。

### 《ポイント》

1. 滋賀労働局では、11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定めるとともに、11月の1ヶ月間を「無災害運動月間」とし、県内の事業場に対して、自主的な安全活動の実施を呼びかけています。
2. こうした企業の自主的取組にあわせて、滋賀労働局長が、11月16日（月）13:00から、県内を代表する事業場である、ダイハツ工業株式会社滋賀（竜王）工場でのパトロールを行います。
3. 県内の製造業における休業4日以上死傷災害は、10月末速報値が317人で前年同期比-0.6%（-2人）とわずかに減少していますが、昨年までの傾向を見ると、経験年数の浅い労働者の災害が増えているなど、今後、労働災害が増加に転じることが強く懸念されています。

### （タイムスケジュール（予定））

平成27年11月16日（月） 13:00～ 開式・概要説明  
※概要説明終了後に現場パトロール開始  
14:40頃～15:00 閉式・講評

※マスコミの方には、工場内など、撮影・立入をご遠慮いただく箇所があります。  
工場内では、ダイハツ工業株式会社の指示に従うようお願いいたします。

（場所）→参考資料1

**是非、当日の取材をお願いします**

取材される場合は当日午前中までに上記担当あてにご一報をお願いします

## 《解説》

### 1. 「滋賀県産業安全の日」 (参考資料2)

- ・ 滋賀労働局では、平成3（1991）年に、11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚や事業場での労働災害防止活動の推進を図ってきています。当時、11月に死亡災害が多く、各企業で安全の月例ミーティングを実施する時期が月の中旬に多いことから、11月15日に設定しました。

あわせて、11月の1か月間を「無災害運動月間」と定め、県内事業場に対して、自主的な安全活動の実施を呼びかけています。

### 2. 県内の労働災害の発生状況等

- ・ 県内の労働災害による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害は、10月末速報値で1,003人と昨年同期（1,031人）比で-2.7%、平成24年比で-1.9%に留まっています。
- ・ 滋賀労働局「第12次労働災害防止推進計画」（平成25年度～29年度）では、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害について、平成29年までに1,250人（平成24年（1,454人）比で14.0%減）まで減らすことを目標としています。しかしながら、その達成は難しい状況にあります。（参考資料3）
- ・ さらに、県内製造業では、新規就業者の労働災害が増加を続けており、今後の労働災害が増加に転じることが強く懸念されています。（参考資料4）
- ・ 死亡災害については、本年、県内では、機械に巻き込まれて死亡したり、フォークリフトに激突された死亡災害などが、基本的な安全対策が講じられていなかったものが発生しているほか（参考資料5）、死亡に至らなくとも、機械に巻き込まれて腕を切断するなどの重篤な労働災害が発生しています。
- ・ 滋賀労働局では、今回、安全パトロールを行い、県内を代表する事業場の安全対策を確認し、県内に進んだ取組を広めていきたいと考えています。

参考資料1 ダイハツ工業株式会社 滋賀（竜王）工場 地図

参考資料2 平成27年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

参考資料3 滋賀県における休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害の年次推移（暦年）

参考資料4 製造業における労働災害の内訳（滋賀県）

参考資料5 平成27年 死亡災害・重篤災害の概要（滋賀県）

# 国道477号 拡幅工事のお知らせ

滋賀竜王工業団地造成事業に伴う国道477号拡幅工事により、交通の混雑が予想されます。

- できるだけ工事箇所の迂回をお願いします。
- 竜王IC(インターチェンジ)周辺の混雑が予想されますので、蒲生スマートIC、栗東ICへの迂回をお願いします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますよう、お願いします。

**工事箇所** | 竜王町大字岡屋・小口地先  
竜王IC南交差点～岡屋交差点

**工事期間** | 平成27年11月16日(日)～平成28年10月末(予定)  
9:00～17:00/日曜日を除く

**交通規制** | 片側交互通行  
※終日片側交互通行を行う場合があります。



滋賀県土地開発公社 用地・業務部 技術用地課 ☎077-522-2597



## 平成 27 年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋 賀 労 働 局

### 1 趣旨

当局では、平成 3 年に 11 月 15 日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚を図るとともに、事業場における労働災害防止活動を推進してきたところである。

しかしながら、滋賀県の労働災害による死亡者は、年間 10 人以上発生しているほか、休業 4 日以上の死傷災害は、平成 26 年は 1,404 人と平成 24 年比で 3.4% 減にとどまり、第 1 2 次労働災害防止推進計画の目標（平成 29 年に約 15% 減）の達成が厳しい状況である。内訳を見ると、重篤な災害となりやすい墜落・転落やはさまれ・巻き込まれが多発しているほか、転倒災害は初めて 300 人を超えた。

こうしたことから、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じたリスクアセスメントの効果的な実施等の自主的な安全衛生活動を広く推奨し、さらに、同月に「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、発注者・荷主・機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族を含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

### 2 滋賀県産業安全の日 11 月 15 日

準備期間 11 月 1 日 ～ 11 月 14 日

改善期間 11 月 16 日 ～ 11 月 30 日

無災害運動期間 11 月 1 日 ～ 11 月 30 日

### 3 主唱者

滋賀労働局・各労働基準監督署

### 4 協賛者

滋賀県

日本労働組合総連合会滋賀県連合会

一般社団法人滋賀経済産業協会

公益社団法人滋賀労働基準協会

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部

一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

### 5 実施者 県内の事業場

### 6 主唱者及び協賛者の実施事項

次の事項を重点に実施する。

(1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施

(2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報啓発

(3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開及び事業場に対する指導援助

7 事業場の実施事項

次の事項を積極的に推進する。

(1) 準備期間に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
- ② 安全基準や作業手順の総点検
- ③ リスクアセスメントの実施

(2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高める意思表示
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知

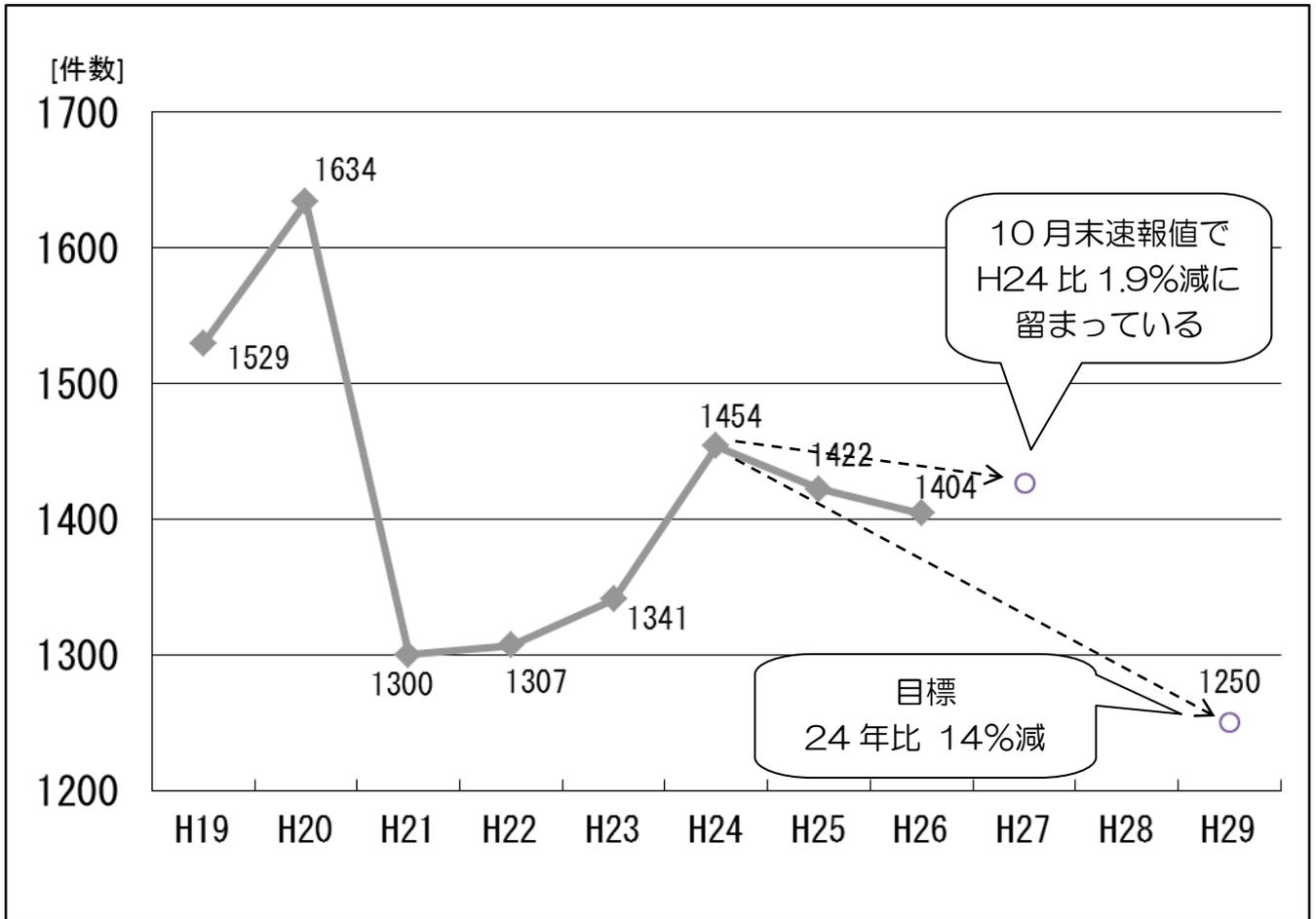
(3) 改善期間に実施する事項

- ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
- ② 安全基準や作業手順の周知及び遵守状況の確認

(4) 無災害運動期間に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板等の掲示
- ② 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に依じたリスクアセスメントの実施等の自主的な安全衛生活動

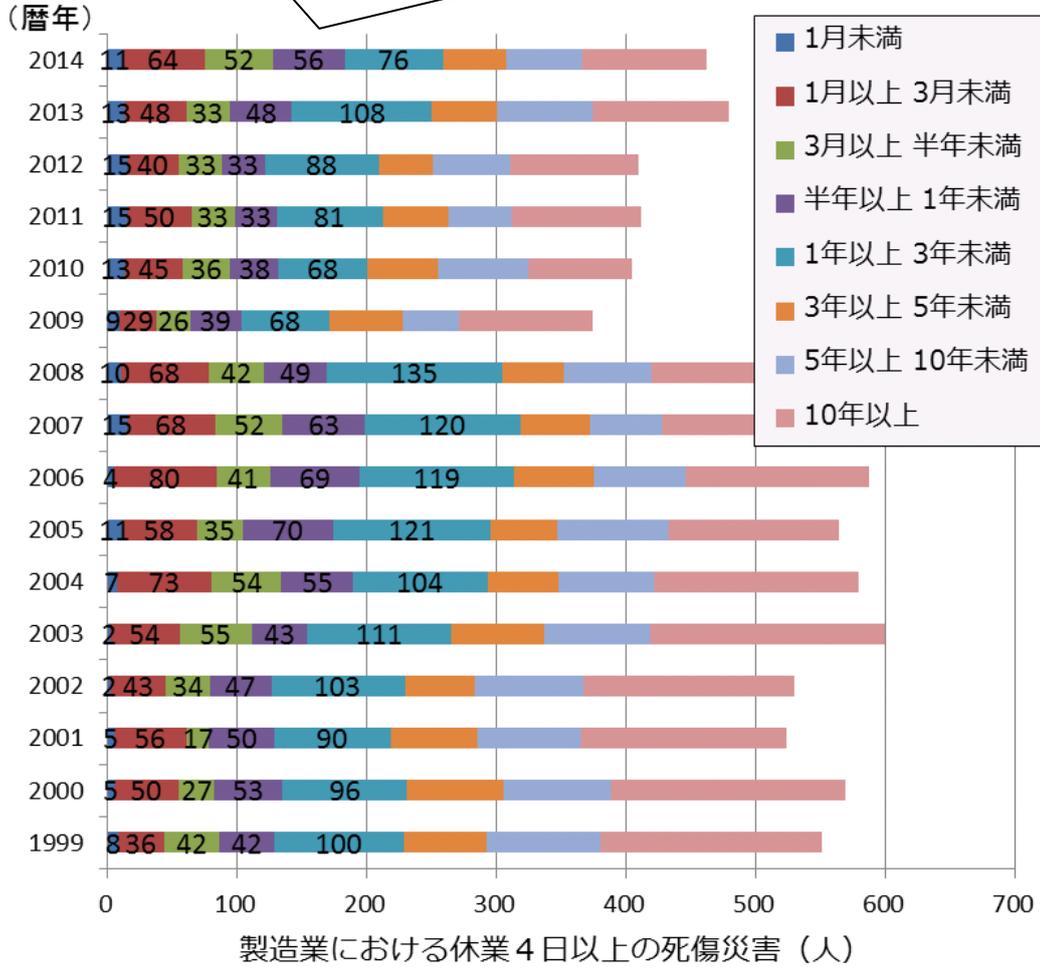
参考資料 3 滋賀県における休業4日以上の労働災害の年次推移（暦年）



参考資料 4

製造業の労働災害発生状況（経験年数別、滋賀県）

昨年、経験1年未満の災害は  
件数はリーマンショックの翌年（2009年）以降で最多（183人）  
割合は過去最高（39.6%）



参考資料5 死亡災害・休業災害の経年発生状況（滋賀県）

・平成27年 死亡災害の概要（平成27年10月31日現在）

	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の 型	被災者の 職種、年 代	発 生 状 況
1	一般貨物 自動車運 送業 (21名)	1月 11時頃	交通事 故	運転手 30代	被災者は、配送先へ行くため4トントラックで名神高速道路上り線の走行車線を走行中、工事渋滞中の最後尾の車に衝突し、車両炎上により死亡(前方の3台の車両も玉突き事故)。天候は晴れ。急ブレーキの痕は無かった。極めて長い労働時間ではないが、改善基準告示をやや上回る労働時間が認められた。
2	建築工事 業 (80名)	1月 8時頃	墜落・転 落	作業員 30代	被災者は、社会福祉施設の新築工事現場において、1人で3階(高さ約12メートル)屋根の「水切り」を取付作業中に墜落、頭部等を打ち死亡したもの。被災者が作業していた箇所には、手すりを設置するなどの墜落防止措置が講じられてなかった。
3	飲食店 (9名)	4月 2時頃	交通事 故	運転手 20代	自動車に従業員を自宅へ送迎する業務に従事していた被災者は、従業員を送り届けたあと、店舗に戻る途中に、対向車線にはみ出し、対向車線を走っていた大型トラックと正面衝突して死亡したもの。
4	畜産業 (16名)	5月 8時頃	はさま れ・ 巻き込 まれ	作業員 30代	被災者が、混合機を稼働させて牛に与える餌を作っていたところ、身体ごとスクリーンに巻き込まれ死亡した。災害発生時、被災者は、混合機の排出口から餌を排出する調整作業を行っていたものと推定される。
5	一般貨物 自動車運 送業 (12名)	7月 4時頃	交通事 故	運転手 40代	京都縦貫自動車道路を運転中、パンクのために路肩に停車していたトラックに追突した。パンクしたトラックはカーブを曲がった先の路肩によせて停められていたが、車体の半分以上は走行車線にはみ出した状態であった。
6	建築工事 業 (7名)	9月 13時頃	墜落・転 落	とび工 10代	高さ約6メートルの箇所で垂木(屋根を支えるための部材)の取付け作業を行っていたとき、垂木の端から地上に墜落して死亡したもの。
7	印刷業 (250名)	9月 9時頃	激突さ れ	作業員 50代	荷降ろしした後にバックで走行していたフォークリフトに、別室から出てきた被災者が激突され、頭部を打撲して死亡したもの。